

伊方町入札公告第 59 号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月21日

伊方町長 高 門 清 彦 印

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 事業名	住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借
(2) 使用場所	伊方町役場、各支所・出張所
(3) 貸借期間	令和7年1月1日から令和11年12月31日まで (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
(4) 概要	住民基本台帳ネットワークシステム機器の更改に係る賃貸借一式（ハードウェア、ソフトウェア、導入作業費）

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

一般事項	(1) 伊方町に令和6・7年度製造の請負等入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。		
	(2) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。		
	(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。		
	(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。		
	(5) 本件入札公告日から落札者の決定日までの間に、伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でない者であること。		
	(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。		
個別事項	(7) 営業種別等の登録内容	営業種別	役務5
		営業種目	レンタル・リース
		本支店等所在地	全国
		本支店等区分	本店、支店又は営業所

3 入札参加資格審査申請書等の交付

本件入札の参加希望者に対し、次のとおり申請書等の様式を交付する。なお、本件公告の各期間等における、「執務時間内」とは、伊方町執務時間規則（平成17年伊方町規則第2号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(1) 交付期間	令和6年10月21日（月）から令和6年10月25日（金）までの執務時間内
(2) 交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
(3) 交付方法	無料で交付する。（公告の様式を印刷して使用しても構わないこととする。）

4 入札参加資格の確認

本事業の入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請書及び添付書類等を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(1) 提出期間	令和6年10月21日（月）から令和6年10月28日（月）までの執務時間内	
(2) 提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課	
(3) 提出部数	1部	
(4) 提出書類	ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	
	イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し	
(5) 入札参加資格審査結果	ア 通知期限	令和6年11月5日（火）
	イ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる。	
	① 申立期限	令和6年11月8日（金）までの執務時間内
	② 申立場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
	③ 回答期限	令和6年11月12日（火）
(6) 入札辞退について	ア 入札執行前であっても、入札辞退届（別記様式）を契約担当者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。※持参の場合も入札日の前日までに提出すること。	
	イ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けない。	

5 物件売主見積書の交付

物件売主見積書の開示を希望する者は、次のとおり交付する。ただし、別紙「物件売主見積書開示申請書兼誓約書」の提出を要するものとする。

(1) 交付期間	令和6年10月21日（月）から令和6年11月13日（水）までの執務時間内
(2) 交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
(3) 交付方法	有料で交付する。（1ページ当り10円）

6 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問	
仕様書等に対する質問がある場合は、質問事項を記載した書面（様式は任意）を次により提出（FAX可）すること。	
ア 提出期間	令和6年10月21日（月）から令和6年10月31日（木）までの執務時間内
イ 提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 町民課住民生活係
ウ FAXの場合の送信先	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課（FAX 0894-38-1373）
(2) 回答書は、FAXにより直接質問者に回答するとともに閲覧に供する。	
ア 閲覧期間	令和6年11月5日（火）から令和6年11月13日（水）までの執務時間内
イ 閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課

7 入札及び開札

(1) 入札日時	令和6年11月14日（木） 13:30 から
(2) 入札場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町庁舎 3階 会議室
(3) 開札日時	入札日時より、入札場所において開札する。
(4) 入札書の提出方法	<p>入札書は、伊方町郵便入札心得に記載された方法により下記の所在地へ提出すること。 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 総合政策課 財政管理係</p> <p>なお、提出する入札書の様式は、別紙のとおりとし、入札書については、封かんのうえ提出すること。入札書は入札日前日の必着とする。</p>
(5) 入札方法	<p>ア 入札は月額賃借料で行うこと。</p> <p>イ 入札回数は2回、見積回数は2回までとする。</p> <p>ウ 入札の執行中に入札又は見積を辞退する場合は、辞退届を提出するか、金額欄に「辞退」と明記した入札書又は見積書を提出すること。</p> <p>エ 見積の2回目で落札者が無い場合は、設計図書の再検討を行い、その結果により再入札等の措置を講じる。</p> <p>オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。</p> <p>カ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。</p>

8 落札者の決定方法

伊方町財務規則（平成17年伊方町規則第51号）第116条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、当該入札価格では契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	免除

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 入札に関する条件に違反した入札
(3) 入札者又はその代理人がした2通以上の入札
(4) 代理権限のない者のした入札
(5) 入札金額を訂正した入札及び記名押印のない入札
(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうであると認められる入札
(7) 入札が2回目以降に及んだ場合は、それより前の結果で発表した価格以上での入札又は見積は無効となり、以降の入札又は見積には参加できないこととする。
(8) 入札について不正の行為があったと認められる場合

1 1 契約書作成の要否
要

1 2 契約の成立

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件（入札に参加する者に必要な資格）のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

1 3 特約事項

本件入札に係る契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、伊方町長は、この契約を変更又は解除することができるものとし、伊方町長期継続契約締結事務取扱規程（平成19年伊方町訓令第6号）第3条第3項第4号エの規定により契約書に次のように記載しなければならない。

「（特約事項）

第〇条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は乙と協議のうえこの契約を変更し、又は解除することができる。」

（特約事項中、甲は伊方町、乙は伊方町と契約を締結する者を示す。）

1 4 その他

(1) この公告に定めのない事項については、伊方町財務規則及び関連する法令、規則及び要綱等による。			
(2) 詳細又は不明な点については下記の担当課に照会すること。			
区 分	担当課	電話番号	住 所
入札・受付担当	総合政策課	0894-38-2659 (直通)	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
事業担当 (契約手続含む)	町民課住民生 活係	0894-38-2653 (直通)	同上